

連 合 会 と 中 央 会 を 結 ぶ

FAX 旬報

令和5年5月8日 No701 号

< 随 時 発 行 >

全国小売酒販組合中央会

Tel 03-3714-0172

Fax 050-3730-1064

Mail chuokai@ajlma.jp

【国税庁からのお知らせ】

新型コロナの位置づけ変更を踏まえた 酒類販売管理研修の実施について

5月8日から新型コロナウイルス感染症の法令上の位置づけが5類に変更されることを受け、国税庁より酒類販売管理研修の実施について事務連絡がございました。

詳細につきましては別紙をご参照ください。

なお、国税庁ホームページに記載がある以下につきましては、8日をもって削除されるため、受講者の方からの問い合わせがあった際は、期限内の受講をお伝えください。

※5月8日をもって【削除】されます。

研修開催の中止等により、前回の研修受講から三年を超過(定期研修の受講期間超過)することとなる受講予定者等については、研修再開後の研修を受講することにより、期間内に受講したものと取り扱うなど、引き続き、弾力的に対応することとしております。

令和5年度版テキストについて(再掲載)

国税庁より令和5年度版テキストの改定は、7月以降になる旨連絡を受けております。そのため中央会からの令和5年度版テキストの発行、パワーポイントの更新も7月以降となります。現時点で改定スケジュールは未定のため、わかり次第お知らせいたします。

また、パワーポイントデータの刷新を予定しています。「クイズを新しくしてほしい」等ご意見があれば事務局までご連絡ください。

旬報は FAX 及びメール配信です

※当該旬報は連合会へ(合計2枚)送付しております。※登録いただいている単位組合へも送付しております。

※メールでの配信を希望される方は、所属組合を通じて中央会へご連絡ください。

以 上

令和5年5月8日

庁指定酒類販売管理研修実施団体 殿
局指定酒類販売管理研修実施団体 殿

国税庁 酒税課長

感染症法における新型コロナウイルス感染症の位置づけ変更を踏まえた
酒類販売管理研修の実施について（事務連絡）

平素より、酒類販売管理研修実施団体として、適正な酒類の販売管理の確保にご協力いただき、感謝申し上げます。

酒類販売管理研修に関しては、新型コロナウイルス感染症防止に向けた対策として、令和2年3月の開催を中止していただくよう要請させていただくとともに、同年4月以降の開催については「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）や各自治体からの要請等を踏まえ慎重に判断いただくよう、令和2年3月26日付でお願いしたところです。

今般、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針」（令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）により、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されました。

つきましては、酒類販売管理研修についても、同対応方針を踏まえ適切に実施していただくようよろしくお願いします。